全国海運組合連合会

# 中小企業信用保険法に基く船舶貸渡業特定業種指定について

信用保険法に基づく特定業種の指定については、現在まで原材料の価格高騰(原油高)による緊急保証制度としてオペレーターのみが指定されていましたが、予てより船舶貸渡業についても 指定を強く要望していた処、今般別紙(緊急保証の特定業種指定について、(通番43)の通り、21.2/27~22.3/31の間指定されましたので取り急ぎご連絡いたします。

本制度は、担保力、信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、各都道府県にある信用保証協会が、事業者の金融機関からの借り入れに保証を行う制度です。

更に需要の著しい減少を生じている等の業種については4半期(3ヶ月)毎に特定業種の指定により、保証限度額について倍額の融資を受けることが出来ることとなっています。

#### 【業種指定の効果】

#### ・保証限度額の増加

一般保証限度額

・普通保証 2億円

無担保保証 8,000万円

・特別小口保証 1,250万円

## 特別保証限度額

・普通保証 2億円

・無担保保証 8,000万円

・特別小口保証 1,250万円

#### ・保証率の軽減

尚、本指定は3ヶ月毎の実態調査に基づいて行われることから、組合員各位の調査協力が必要不可欠となりますので、ご承知いただきますよう宜しくお願い致します。

以上

緊急保証の特定業種指定について (中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間:平成21年2月27日~平成22年3月31日)

※今期の指定業種における産業分類番号は、旧分類(平成14年3月改訂)にて判断することとする。

〇新規追加業種(73業種):平成21年2月27日から指定

通	産業分類番号(参考)		
	旧分類		指定業種
番	全部	一部	
1	1011		清涼飲料製造業
2	1063		有機質肥料製造業
3	1123		毛紡績業
4	1181		刺しゅうレース製造業
5	1189		その他のレース・繊維雑品製造業
6	1196		繊維製衛生材料製造業
7	1331		竹・とう・きりゅう等容器製造業
8	1333		木箱製造業(折箱を除く。)
9	1399		他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む。)
10	1761		医薬品原薬製造業
11	1762		医薬品製剤製造業
12	1764		生薬・漢方製剤製造業
13	1821		潤滑油製造業
14	1822		グリース製造業
15	2335		伸鉄業
16	2338		伸線業
17	2591		金庫製造業
18	2665		鋳造装置製造業
19	2666		プラスチック加工機械・同附属装置製造業
20	2676		工業窯炉製造業
21		2679	その他の一般産業用機械・装置製造業(めっき用機械・同装置製造業に限る。)
22	2682		冷凍機・温湿調整装置製造業

ſ	23	2714		配線器具・配線附属品製造業
Ī	24	2741		X線装置製造業
Ī	25	2743		医療用電子応用装置製造業
ľ	26	2753		医療用計測器製造業
Ī	27	2799		他に分類されない電気機械器具製造業
Ī	28	2811		有線通信機械器具製造業
İ	29	2812		無線通信機械器具製造業
Ī	30	2814		電気音響機械器具製造業
l	31	3135		歯科材料製造業
ľ	32	3151		顕微鏡・望遠鏡等製造業
İ	33	3154		光学機械用レンズ・プリズム製造業
ľ	34	3292		看板・標識機製造業
Ì	35	3295		工業用模型製造業
	36		3299	他に分類されないその他の製造業 (線香製造業、釣りえさ製造業に限る。)
	37		3729	その他の固定電気通信業(ISP事業(ユーザのパソコン等をインターネットに接続するサービスを提供する事業)、IDC事業(顧客にサーバを貸す(ホスティング)、または顧客のサーバを自社施設内に収容する(ハウジング)事業)、IX事業(ISP及びIDC相互の接続を提供する事業)、電気通信回線再販事業(他の電気通信事業者から調達した回線を用いて通信ネットワークを構築、販売する事業)に限る。)
	38	4111		映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除 く。)
	39	4112		テレビ番組制作業
İ	40	4113		映画・ビデオ・テレビ番組配給業
	41	4159		その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
ı	42	4541		船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く。)
.	43	4542		内航船舶貸渡業
	44	4821		利用運送業(集配利用運送業を除く。)
	45	4841		こん包業(組立こん包業を除く。)
	46	4842	180	組立こん包業
	47	5231		石油卸売業
	48	5821		自転車小売業



49		5929	その他の機械器具小売業(ミシン・編機・同部 分品小売業に限る。)
50	6011		医薬品小売業(調剤薬局を除く。)
51	6023		肥料・飼料小売業
52	7221		簡易宿所
53	7361		歯科技工所
54	7747		フィットネスクラブ
55	8062		機械設計業
56	8082		商業写真業
57		8399	他に分類されないその他の生活関連サービス業 (運転代行業に限る。)
58	8443		ゴルフ場
59	8444	:	ゴルフ練習場
60	8446		テニス場
61		8465	ゲームセンター(風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第2条第1項第8号に規 定する営業(同法施行令第1条の3に規定する 施設を含む。)に限る。)
62	8492		マリーナ業
63		8496	娯楽に附帯するサービス業(ゴルフ会員権買取 販売業に限る。)
64	8511		し尿収集運搬業
65	8512		し尿処分業
66	8513		浄化槽清掃業
67	8514		浄化槽保守点検業
68	8515		ごみ収集運搬業
69	8516		ごみ処分業
70	8851		スポーツ・娯楽用品賃貸業
71	9012		複写業
72		9051	民営職業紹介業(職業安定法第30条に基づく 許可事業者に限る。)
73	9093		非破壊検査業
		·	

中小企業信用保険法2条4項5号に係る特定業種の指定制度について

## 〇認定手続きについて(個々の中小企業者)

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者が当該特例保証を受けようとする場合は、以下の要件を満たしていることの認定を市町村長又は特別区長から受けることが必要。

- ① 最近3か月間の月平均売上高又は平均販売数量が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。
- ② 原油等価格の高騰により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと。
- ③ 最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比で3%以上減少していること。
- (注) 市町村長等の認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。